

第八次水俣・芦北地域振興計画

基本構想編



令和7年(2025年)7月
熊本県

表紙：津奈木大橋

水俣病の発生により疲弊した水俣・芦北地域の振興は「熊本県の具体的提案を待つて対処する」とする昭和53年の閣議了解に基づき、国への提案として、昭和54年に初めて「水俣・芦北地域振興計画」を策定して以来、七次にわたり「水俣・芦北地域振興計画」を策定し、当地域の振興を図って参りました。

環境復元のための水俣湾埋立てをはじめ、南九州西回り自動車道等のインフラ整備に加え、もやい直しによる地域の絆の再生や、水俣・芦北地域雇用創造協議会による産業振興と雇用創出、水俣病の経験から得た教訓を活かし環境先進地として発展してきた地域の魅力発信など、ソフト面の施策についても積極的に取り組んで参りました。

令和4年度には、これまでの様々な取組により美しい環境を取り戻した不知火海の魅力を発信し、交流人口の拡大を図るため、当地域にゆかりのあるさかなクンに「みなまた・あしきたギョギョギョ大使」に就任していただき、全国に向けた情報発信に継続して取り組んでいます。

国の支援のもと、県と地元市町が連携して取り組んできた結果、ソフト、ハードの両面において、着実に実を結んでいます。一方、県内の他地域と比較しても人口減少や高齢化の進行が著しく、当地域の振興は道半ばです。

そのため、これまでの取組を更に加速させ、地域の魅力を活かしながら地域経済が活性化し、人口減少時代においても地域社会を持続させることができる、誰もが心豊かな生活をおくることができる地域を目指していく必要があります。

また、現在においても、水俣病に関する誤った情報が発信される事例が発生しており、今後も継続して、水俣病の歴史や教訓、これまでの取組により再生した地域の現状を国内外や次世代に発信していかなければなりません。

これらの課題に対処し、地元市町と一体となって地域の振興を力強く推進していくため、ここに、第八次となる「水俣・芦北地域振興計画」を策定しました。

豊かな自然環境や、これまでの計画により整備された施設等の地域資源を最大限に活用した施策の推進や、水俣病の歴史と教訓を踏まえながら再生・発展してきた取組を地域の誇りとして次世代に継承することで、持続していく地域づくりに取り組みます。

また、水俣病問題に対しても真摯に向き合い、解決に向けた取組を進めていくとともに、来年5月には水俣病の公式確認から70年を迎えることから、これを契機として更なるもやい直しを促進し、地域の再生・融和を図ります。

国におかれては、これまで本計画に基づく取組に対し、特段の御支援をいただいておりますことに厚くお礼申し上げますとともに、第八次計画につきましても、御理解と御協力をいただきますよう、お願いいたします。

結びに、計画策定に御協力いただいた全ての関係者の皆様に深く感謝いたしますとともに、引き続き当地域の振興に全力で取り組んでいくことをお誓い申し上げます。

令和7年(2025年)7月

熊本県知事 木村 敬

目 次

I	水俣・芦北地域振興計画の意義・目的	1
II	水俣・芦北地域の概況	2
III	水俣・芦北地域振興計画の成果と課題	
1	計画の変遷	5
2	第七次水俣・芦北地域振興計画までの主な成果	6
3	地域の活力を高めるために今後取り組むべき課題	11
IV	第八次水俣・芦北地域振興計画の基本的な考え方	
1	計画の基本理念	12
2	計画の重点施策と基本施策	12
3	計画の構成と期間	13
4	計画の推進について	13
V	施策の展開	
	重点施策 地域の活力の創出と誇りの継承	15
	（1）未来へつなぐ地域の活力	
	（2）未来へつなぐ水俣病からの学び	
	基本施策1 誰もが挑戦・活躍できる地域づくり	17
	（1）農林畜水産業の振興	
	（2）商工業・観光業の振興	
	（3）交流人口・関係人口の拡大推進、移住定住の促進	
	基本施策2 人を育む地域づくり	19
	（1）地域を担う人材の育成と確保	
	（2）生活を彩る芸術・文化・スポーツの振興	
	基本施策3 誰もが自分らしく安心して暮らせる地域づくり	20
	（1）安心して暮らし続けられる地域づくり	
	（2）地域の保健・医療・福祉の充実	
	参考資料	21
	1 水俣病対策に関する要望書（昭和52年（1977年）12月 熊本県）	
	2 水俣病対策について（昭和53年（1978年）6月20日 閣議了解）	

I 水俣・芦北地域振興計画の意義・目的

水俣・芦北地域は、熊本県南部に位置し、不知火海の恵まれた海洋資源、美しいリアス海岸、九州山地の起伏に富んだ地形のなかで、温暖な気候のもと古くから漁業や農林業が営まれ、特色ある文化が育まれてきた地域である。

しかし、我が国が近代国家として発展を遂げる過程にあって、高度成長期に入ると時を同じくして発生した水俣病(昭和31年(1956年)5月公式確認)は、地域の住民はもとより、世界にも大きな衝撃を与えた。当地域に甚大な健康被害と自然環境の汚染をもたらし、社会・経済基盤を大きく脆弱化させ、全国的な少子高齢化や都市への人口流出なども相まって、当地域の活力を著しく疲弊させた。

このため、当地域の住民の方々が安心して生活できる条件整備を図る必要があることから、県は特別立法の制定を国に要請したが、昭和53年(1978年)6月20日、国は当地域の振興について「熊本県の具体的提案を待って対処する」との閣議了解(「水俣病対策について」)を行った。

県も、当地域の振興を図るため、国の支援のもと、昭和54年度(1979年度)から七次にわたり「水俣・芦北地域振興計画」を策定し、総合的に施策を展開して当地域の再生と振興に地元市町とともに取り組んできた。

また、平成7年(1995年)の政治解決や、平成21年(2009年)7月に成立した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」により被害者救済が進められたが、真に水俣病問題の解決を果たすためには、被害者の救済とともに、いわば車の両輪として水俣病の発生により疲弊した当地域の再生と振興を図ることが必要である。

当地域においてこれまで取り組んできた歩みを更に加速させ、地域の魅力を活かしながら将来にわたり地域の活力を維持する『地域資源から活力を創出し、環境と共生しながら持続していく地域づくり』を実現させるために、県では、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間を計画期間とする「第八次水俣・芦北地域振興計画」を地元市町と共に策定し、国の強力な支援のもと、当地域の再生と振興を目指す。

Ⅱ 水俣・芦北地域の概況

1 水俣・芦北地域

① 位置・面積

水俣・芦北地域は、熊本県の南部に位置し、不知火海の海岸線に沿い北から芦北町、津奈木町、水俣市の1市2町（以下、「3市町」という。）で構成される地域である。

面積は約431.3 km²であり、県土の約5.8%を占めている。

（水俣・芦北地域の位置図）



② 地形

当地域の地形は、九州山地の南西延長部が不知火海に没する位置にあたり、ほとんどの土地が壮年期の山地で形成されており、山地の標高は600～700m程度であるものの、谷が複雑に入り組み山腹の傾斜も急峻である。

海岸部も複雑な屈曲に富むリアス海岸が形成され、平地は河口等の海岸部などにわずかに分布している。地域の中心集落・市街地は、いずれもこの湾入した海岸に中小河川が形成した小規模な沖積低地に立地している。

③ 土地利用

当地域の土地利用は、全体面積431.3 km²の約75.6%が森林で占められ、県全体と比較して13ポイント以上も割合が大きい中山間地域となっている。

また、農用地の占める割合は県全体と比較すると低く、特に田の割合は三分の一程度である。経営耕地の約5割が樹園地であり、全国有数の生産量を誇る甘夏や不知火類（デコポン）を中心とする柑橘類の栽培が行われている。

〈R6 熊本県統計年鑑〉〈R4 熊本県林業統計要覧〉

2 人口

当地域の人口は、約 3 万 9 千人（令和 6 年(2024 年)10 月 1 日時点）であり、県人口の約 2.3%（県人口：約 170 万人）となっている。

地域内でみると、中心的都市である水俣市が約 2 万 1 千 4 百人で約 55%を占めており、芦北町が約 1 万 4 千人で約 36%、津奈木町が約 3 千 9 百人で約 10%となっている。

また、年齢 3 階級別人口構成をみると、当地域は高齢者（65 歳以上）の比率が 45.7%と、県全体（32.6%）より 13.1 ポイント高く、県内で最も高齢化が進んでいる地域である。

〈R6 熊本県推計人口調査〉

3 産業

当地域の産業別就業人口の構成は、第一次産業が 10.4%で、県全体（8.8%）と同程度である。また、第二次産業も 22.4%で県全体（20.7%）と同程度であり、第三次産業は 66.7%と県全体（68.5%）よりやや低いものの同程度である。

また、当地域の令和 4 年(2024 年)の市町村内総生産は 151,748 百万円で、県内の市町村内総生産の約 2.3%である。

〈R2 国勢調査/就業状態等基本集計〉〈R4 市町村民経済計算〉

（農業）

農業の令和 5 年(2023 年)主要品目生産量をみると、甘夏ミカンが 85%、不知火類（デコポン）が 22%、タマネギが 16%と、柑橘類とタマネギの県内に占める割合が高く、地域の基幹作物となっている。

なお、農業経営体数は、平成 27 年（2015 年）が 1,677 戸であったところ、令和 2 年（2020 年）は 1,356 戸と減少傾向である。併せて、農業従事者の高齢化率も 68.0%と、県全体（58.5%）より高くなっている。

〈R5 熊本県果樹振興実績書〉〈R5 熊本県主要野菜生産状況調査〉

〈農林業センサス〉

（林業）

当地域の総面積の 75%以上を森林が占めており、その面積は約 32,600ha である。また、松くい虫被害跡地造林として昭和 40 年代からスギ・ヒノキが積極的に植林され、人工林率が約 79%（県平均約 61%）と県下で最も人工林率の高い地域となっている。

なお、林業経営体数は、平成 27 年（2015 年）が 250 戸であったところ、令和 2 年（2020 年）は 107 戸と大きく減少している。

〈R4 熊本県林業統計要覧〉〈農林業センサス〉

（漁業）

漁獲量は年々減少傾向にあるものの、当地域は不知火海に面し多様な水産物を有しており、6次産業化やマガキ等のブランド化などにより付加価値の向上を図るとともに、漁村の活性化にも取り組んでいる。

〈農林水産統計〉

（工業）

近年の当地域の工業を取り巻く状況は、事業者数及び従事者数は横ばい、製造品出荷額及び付加価値額については微増の傾向となっている。

〈2022～2023 年経済構造実態調査 製造業事業所調査〉

5 観光

当地域の観光入込客数は、平成 28 年熊本地震、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、令和 2 年 7 月豪雨の影響により大きく落ち込んだが、令和 5 年（2023 年）観光入込客数は約 156 万 5 千人であり、令和元年（2019 年）と比較すると県全体が減少（▲2.3%）している中、当地域は 30.4%増加している。

〈R5 熊本県観光統計表〉

Ⅲ 水俣・芦北地域振興計画の成果と課題

1 計画の変遷

水俣・芦北地域は、水俣病の発生により、住民が甚大な健康被害と環境破壊の影響を被るとともに、経済基盤や社会基盤の脆弱化、地域の住民や関係者の間で発生した複雑な対立によるコミュニティの崩壊など、様々な深刻な問題が発生した。

これら水俣病の発生に起因する諸問題を克服するため、県では、昭和 53 年（1978 年）の閣議了解に基づき、水俣・芦北地域振興計画を策定し、当地域の振興を図ってきた。

＜これまでの計画の変遷＞

第一次	計画期間	昭和 54 年度(1979 年度)～60 年度(1985 年度)[7 年間]
	基本目標	水俣病から蘇生していくための新しい地域づくり
第二次	計画期間	昭和 61 年度(1986 年度)～平成 7 年度(1995 年度)[10 年間]
	基本理念	高次な地域イメージの確立
	計画理念	1.地域住民の活力の醸成と社会的評価の回復 2.活力ある地域社会の創造
第三次	計画期間	平成 8 年度(1996 年度)～平成 17 年度(2005 年度)[10 年間]
	基本理念	水俣・芦北地域の活力の再生と創造
	基本目標	1.環境との共生 2.やさしいまちづくり 3.人が集う魅力ある地域づくり 4.足腰の強い産業づくり
第四次	計画期間	平成 18 年度(2006 年度)～平成 22 年度(2010 年度)[5 年間]
	基本理念	多様な環境と共生し、持続的に発展する地域づくり
	基本目標	1.地域の特色や資源を生かした魅力と活力のある地域づくり 2.地域の生活を支える安全で安心な親しみやすい地域づくり
第五次	計画期間	平成 23 年度(2011 年度)～平成 27 年度(2015 年度)[5 年間]
	基本理念	環境への負荷が少ない持続的に発展する地域づくり
	目標	1.産業振興と雇用確保による活力ある地域づくり 2.医療・福祉の充実等による安全・安心な暮らしの確保 3.人が集い自然豊かな地域イメージの確立
第六次	計画期間	平成 28 年度(2016 年度)～令和 2 年度(2020 年度)[5 年間]
	基本理念	環境と経済の好循環を実現し、 『地域の活力と新しい豊かさ』を生み出す地域社会づくり
	目標	1.高い付加価値を生む産業づくり 2.地域を担う人材づくり 3.地域で暮らす安心づくり 4.地域の活性化を支えるまちづくり

第七次	計画期間	令和 3 年度(2021 年度)～令和 7 年度(2025 年度)[5 年間]
	基本理念	地域の資源を活用し、環境と共生する持続可能な地域づくり
	重点施策	不知火海を活かした地域の活力と魅力の向上
	基本施策 1	水俣・芦北地域への「流れ」の拡大
	基本施策 2 基本施策 3	人が活躍し、心豊かに暮らせる地域づくり 環境と共生し、誰もが安心して暮らせる地域づくり

2 第七次水俣・芦北地域振興計画までの主な成果

(1) 水俣湾の環境復元と周辺地域の開発

昭和 52 年(1977 年)10 月に着手した水俣湾公害防止事業は、水銀値の高い湾奥部を仕切り、そこに比較的水銀値の低い区域に堆積している汚泥を浚渫して埋め立てたもので、平成 2 年(1990 年)3 月に完了した。

併せて、水俣湾に生息する水銀に汚染された魚介類が湾外に流出するのを防ぐため、昭和 49 年(1974 年)1 月に仕切り網を設置した。その後、水俣湾の魚介類の水銀値は年々低下していき、県は平成 9 年(1997 年)7 月に水俣湾内魚介類の安全宣言を行うとともに、同年 10 月に仕切り網を撤去し、水俣湾の環境復元を実現した。

また、水俣湾埋立地及び周辺地域を水俣再生の拠点とするため、スポーツ施設や親水護岸などからなる水俣広域公園(以下、「エコパーク水俣」という。)を整備した。

現在、エコパーク水俣内及び近隣には、バラ園や道の駅みなまたがあり、水俣市立水俣病資料館や熊本県環境センターなども含めて、市民の憩いの場であるとともに、水俣病の歴史と教訓や環境の大切さの情報発信、観光・スポーツなどを一体的に推進する拠点として機能している。

(2) 「もやい直し」と地域住民が主体の地域づくりの取組

水俣病問題から発生した地域住民間の複雑な感情の対立や相互不信により崩壊した地域コミュニティの再生を図ることは、当地域の振興を図るうえで極めて重要な課題であることから、水俣病と正面から向き合い、対話し、協働する「もやい直し」に取り組んできた。

地域コミュニティの再生が進み、公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の地域振興に関する助成事業などと相まって、地域コミュニティ組織や民間団体等が主体的となった地域づくりや地域福祉の様々な取組が積極的に行われるようになっていく。

(3) 交通基盤の整備

高規格道路網の整備の一環として建設が進められている南九州西回り自動車道は、平成 28 年(2016 年)2 月に芦北 IC～津奈木 IC、平成 31 年(2019 年)3 月に津奈木 IC～水俣 IC が開通するなど着実に整備が進んでいる。

地域内の幹線道路についても整備が着実に進んでおり、特に海岸部を南北に貫く主要地方道水俣田浦線及び一般県道二見田浦線の整備により、風光明媚な海岸線を走るシーサイドロードとして、地域住民や観光客の利便性の向上が図られている。

また、平成 23 年(2011 年)3 月の九州新幹線鹿児島ルート全線開業の結果、観光をはじめとした交流人口の拡大などの効果がもたらされている。

さらに、地域住民の生活に欠かせない交通手段である肥薩おれんじ鉄道については、観光列車「おれんじ食堂」に代表されるように沿線地域の誘客促進を図る観光資源としての役割も担っている。令和 3 年(2021 年)2 月にはサイクルトレインの運行を開始し、令和 5 年(2023 年)から八代及び水俣芦北地域を跨ぐサイクルイベントと連携するなど、沿線地域活性化の活動・交流拠点としての利活用が期待される。

(4) 地域産業の振興

①農業の振興

全国有数の生産量を誇る甘夏や不知火類(デコポン)等の柑橘類を中心に、サラダたまねぎや、茶、柿など多彩な農業生産を支援するため、減農薬・減化学肥料栽培によるブランド化や農作業の効率化、耕作放棄地の解消に向けた取組、地域の現状や農家のニーズを踏まえた基盤整備などを実施している。

②林業の振興

水資源涵養など公益的機能を持つ森林資源の健全な育成を図るため、間伐等の適正な森林整備、広域基幹林道をはじめとした基盤整備の充実を図っている。

また、林業と建設業等が人材や機材等を相互に補完する林業・異業種連携の取組や高性能林業機械等の導入、合板工場(水俣市)の施設拡充など、林業や地域経済の発展に大きく寄与している。

③水産業の振興

当地域の漁港等の水産基盤整備に重点的に取り組むとともに、マダイなどの種苗放流等による水産資源の回復や水産物のブランド化など、漁業従事者の所得向上・安定化に繋がる取組を実施している。

④水俣・芦北地域雇用創造協議会の取組

平成 22 年(2010 年)12 月に県と 3 市町、地域経済団体等からなる「水俣・芦北地域雇用創造協議会」を設置し、地域産業振興と雇用創出の促進を図っている。

(5) 環境関連産業の集積

①みなまたエコタウン(水俣産業団地)の創出

水俣市では、平成 13 年(2001 年)2 月に国(経済産業省・環境省)がゼロ・エミッション(廃棄物ゼロ)構想を進めるために創設したエコタウン事業の承認を受け、市民の高い環境意識を背景に同事業の推進に取り組んだことで、水俣産業団地を中心に 8 社の環境関連産業が集積するとともに、地場産業の育成・技術向上のための支援等を図るため、「みなまた環境テクノセンター」が設置された。

「みなまた環境テクノセンター」については、環境配慮に対する研究支援や各種関連事業の実施支援等に一定の効果を発揮したため、現在では、水俣市が「水俣市企業支援センター」を創設し、企業の事業活動への支援を集中的に行っている。

②地域と共生した再生可能エネルギーの導入推進

県では、令和2年（2020年）12月に「第2次熊本県総合エネルギー計画」を策定し、再生可能エネルギーの導入推進等に取り組んでいる。

当地域においても、環境、景観、防災に配慮し、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図るため、再エネ発電事業者、県、立地市町村の三者による協定締結を推進しており、水俣市で10件、芦北町で6件、津奈木町で2件の協定を締結している（R7.3月末現在）。

（6）観光推進

第二次水俣・芦北地域振興計画以降、当地域の共通基盤である美しい海を守り育て活用することをテーマとして、「地域の自然的、歴史的、文化的資源や施設・事業を結びつけ、一つの帯状の公園的環境（パークコースト）の形成を図る」芦北七浦パークコースト構想を推進し、御立岬公園をはじめ、地域の実情に応じた様々な交流拠点施設の整備を進めてきた。

第四次水俣・芦北地域振興計画から、地域資源の磨きあげや水俣病の歴史と教訓の発信、人材育成などを一体的に実施する「水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業」に取り組み、水俣病資料館における企画展や地域資源などを活用した環境学習旅行等の誘致などを実施することで、交流人口の拡大と環境先進地としての地域イメージを国内外へ発信している。

（7）交流人口拡大に向けた取組

①不知火海の魅力発信

第七次水俣・芦北地域振興計画の重点施策である「不知火海を活かした地域の活力と魅力の向上」の取組の一つとして、全国的な知名度をもち、当地域にゆかりのあるさかなクンとタイアップし、全国に向けて地域の魅力を発信した。さかなクンが地域の魅力を体感する動画を制作・配信することに加え、令和6年（2024年）3月には、エコパーク水俣まなびの丘において大規模なイベントを開催し、県内外から多くの人々が訪れた。

②重点施策課題解決推進事業

第七次水俣・芦北地域振興計画において、市町が重点課題として掲げた地域振興の拠点となる施設の整備等に対し、県と市町が一体となって取り組んだ。

水俣市では、水俣市立総合体育館の空調設備等を整備した。エコパーク水俣など周辺施設も最大限活用し、スポーツ大会や合宿誘致による地域経済の活性化に取り組んでいる。

芦北町では、旧国民年金保養センター（ブルーマリンあしきた）の建物を解体し、跡地とともにマリンパークビーチ帯の再整備に向けた取組を進めた。観光系企業の誘致を目指しながら、周辺一帯の賑わい創出と活性化に取り組んでいる。

津奈木町は、宿泊を基軸とした交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るため、つなぎ温泉四季彩を宿泊交流の拠点としてリノベーションする取組等を実施した。当該施設を軸に、新たな体験型観光コンテンツを検討するなど、観光客増加による地域経済の活性化に取り組んでいる。

(8) 環境先進地としてのイメージの発信・浸透

平成 25 年(2013 年)10 月、水銀が健康及び環境に及ぼすリスクを軽減するため、水銀が産出されて廃棄されるまでのすべての段階にわたって包括的な規制を定める「水銀に関する水俣条約」の外交会議及びその準備会合が水俣市及び熊本市において開催された。

熊本県では、水俣病のような悲劇を二度と起こしてはならないという教訓の発信に努めるとともに、開会記念式典において水銀を使用しない社会の実現を目指す「水銀フリー熊本宣言」を行った。水銀フリーの実現に向けて、社会体育施設等の照明のＬＥＤ化が進められている。

また、水俣市では平成 28 年度(2016 年度)に水俣環境アカデミアを設置し、国内外からの研修受入れ等を通して、環境に関する取組等を発信している。

(9) 保健医療福祉の向上

胎児性・小児性水俣病患者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、平成 19 年度(2007 年度)から、日常生活や社会参加を支援する取組を行うとともに、平成 23 年度(2011 年度)に家族とともに生活できる「ぬくもりの家 潮風」、平成 25 年度(2013 年度)にはケアホームを整備した。また、水俣病患者の入居施設である明水園に個室を整備した。

そのほか、水俣病認定患者の家庭訪問による療養指導や地域住民の健康づくりの推進等により、在宅での安心した生活の実現に寄与している。

さらには、胎児性水俣病患者等を含む障がい者に対する相談支援体制の充実を図るため、水俣・芦北地域の市町が市町村障害者相談支援事業を実施するに当たり、委託先の相談支援事業所において相談支援専門員を増員する支援を行っている。

(10) 地域医療体制の整備

地域医療にかかる医師を確保するため、熊本大学医学部に在籍している学生のうち、医師が不足する地域の病院等で医師の業務に従事しようとする者に対する修学資金の貸与等を行っている。

令和 2 年度(2020 年度)から水俣市と国保水俣市立総合医療センター共同で、オンライン診療等の実証事業を実施した。ＩＣＴの活用により、地域医療の質の維持・向上及び業務の効率化を含む体制強化に関し可能性を確認できたことから、令和 4 年度(2022 年度)に、国保水俣市立総合医療センターに「ＩＣＴ医療推進センター」を設置し、ＩＣＴを活用した地域医療の課題解決に取り組んでいる。

(11) 在宅医療提供体制の整備

療養者やその家族が安心して在宅で療養生活を送ることができるよう、訪問看護ステーションで新たに雇用する訪問看護師等の人件費、職員研修費の助成を実施している。また、新たに訪問看護ステーション等を立ち上げる事業所に対して、立上げまでに必要な初期費用や立上げ後の運営経費の支援を行った。

その結果、水俣・芦北地域の訪問看護ステーションで訪問看護師等が新規雇用されたことにより運営体制が充実し、夜間や遠隔地でも訪問看護を利用できる体制整備が促進された。

また、新たに訪問看護サービスを行う事業所が立ち上がり(立地は球磨村)、芦

北町内の中山間地域で訪問看護サービス提供体制が整備されるとともに、水俣市内の中山間地域に小規模多機能事業所が開設されたことにより、24 時間在宅生活支援サービス体制が強化された。

3 市町の委託を受けた水俣芦北圏域在宅医療・介護連携支援センター及び平成 31 年(2019 年)3 月に指定した地域在宅医療サポートセンターにおいて、地域における関係者の連携の強化、訪問診療等在宅医療の提供量の増加等に取り組んだ。

3 地域の活力を高めるために今後取り組むべき課題

水俣病問題は、公式確認から 70 年が経過しようとする現在においても最終的な解決を見ておらず、水俣・芦北地域においてはもちろんのこと、熊本県にとっても最重要課題の一つである。

水俣病問題の解決に向けて、水俣病被害者の救済とともに、いわば車の両輪として、水俣病の発生により疲弊した当地域の振興を図り、地域の活力を向上させる必要がある。

当地域におけるこれまでの取組を更に加速させ、地域の魅力を活かしながら地域経済が活性化し、人口減少時代においても地域社会を持続させることができる、誰もが心豊かな生活をおくることができる地域となることを目指す。

(1) 地域資源を用いた活力の創出

当地域は、豊かな自然環境や第七次水俣・芦北地域振興計画において重点的に整備に取り組んだ地域振興拠点施設など、地域資源を豊富に有している。これらを地域の魅力として広く発信し、地域活性化に向けた更なる取組を展開することで、地域内外から人を呼び込み、活力を創出する。

(2) 産業振興、移住定住の促進及び交流人口・関係人口の拡大

農林水産業をはじめ、地域の特性を活かした産業を振興するとともに、企業誘致や事業承継の取組を推進し、雇用の場を創出する。

併せて、地域内での就業促進や都市部等からの移住定住の取組等を積極的に進めるとともに、観光誘客等により交流人口・関係人口の拡充を図り、地域の経済活動等を発展させる。

(3) 地域を担う人材の育成と確保、心豊かな生活の実現

地域の未来を担う人材を確保するため、地域のニーズに応じた職種への就業支援、中高生の職業体験等、地域内での人材育成を積極的に行っていく。

また、芸術・文化・スポーツの振興を図り、健康で文化的な生活が実現できる豊かな地域としての魅力を向上させる。

(4) 自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり

水俣病被害者等をはじめ、高齢者や障がい者、若者など、誰もが自分らしく、いきいきと安心して暮らし続けていけるよう、健康づくりの推進や地域の保健・医療・福祉の体制整備を着実に進めていく。

また、これまで水俣病に関する歴史・教訓を国内外に広く発信する取組を行ってきたところだが、現在においても水俣病に関する誤った情報が発信される事案が発生している。

今後も継続して、水俣病に関する正しい情報や、これまでの様々な取組により再生した地域の現状について、国内外に広く発信を行っていく。

Ⅳ 第八次水俣・芦北地域振興計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

当地域の振興に当たっては、水俣病の経験を基に、自然環境の破壊がもたらす恐ろしさとその復元の困難さを改めて認識し、自然環境を地域の大切な共有財産として守り、次世代に引き継ぐとともに、人口減少時代においても地域の魅力ある資源から活力を創出し、環境と共生しながら持続していく地域づくりに取り組んでいく。このことから、以下のとおり基本理念を定める。

地域資源から活力を創出し、環境と共生しながら持続していく地域づくり

2 計画の重点施策と基本施策

第八次計画において、特に重点的に取り組む事業を「重点施策」、これまでの取組を継続・発展させていくとともに、新たな課題にも対応する事業を「基本施策」として定め、計画を推進する。

【重点施策】 地域の活力の創出と誇りの継承

(1) 未来へつなぐ地域の活力 (2) 未来へつなぐ水俣病からの学び

地域の資源を最大限活用して地域の活力を創出し、人口減少時代においても地域社会を持続させていくため、また、水俣病の歴史と教訓を踏まえながら再生・発展してきた取組等を地域の誇りとして次世代につないでいくため、「地域の活力の創出と誇りの継承」を重点施策として掲げる。

まず、「未来へつなぐ地域の活力」としては、豊かな自然環境や、これまで重点的に整備した地域振興拠点施設などを地域の資源・魅力として広く発信し、地域活性化に向けた更なる取組を展開することで人を呼び込み、活力を創出する。

また、「未来へつなぐ水俣病からの学び」としては、水俣病の歴史と教訓を後世に語り継ぎ、環境の大切さを伝えていく取組や、ふるさとに対する自信を育み、地域内外で活躍する人材を育成するため、こどもたちが地域の魅力・誇りを実感できる取組等を推進する。

【基本施策1】 誰もが挑戦・活躍できる地域づくり

高い付加価値を生む産業づくり、企業誘致等の取組により就業機会の確保と所得向上を目指し、誰もが意欲的に働き、活躍できる地域をつくる。

【基本施策2】 人を育む地域づくり

未来を担う人材を確保するため、地域産業の特性やニーズに応じた人材育成に取り組む。また、芸術・文化活動やスポーツの振興により、心豊かな生活を実感できる地域づくりを推進する。

【基本施策3】 誰もが自分らしく安心して暮らせる地域づくり

地域に住む一人ひとりが、自分らしく安心して快適に暮らし続けられる地域をつくる。

3 計画の構成と期間

水俣・芦北地域の目指す方向性を示した「基本構想編」と、それを推進するための具体的事業を掲載する「実施計画編」の二部構成とし、計画期間は令和 8 年度(2026 年度)から令和 12 年度(2030 年度)までの 5 年間とする。

基本構想編：計画の骨格となる基本理念、目標、施策の方向性などをまとめたもの。

実施計画編：各年度に取り組む具体的な事業をまとめたもので、毎年度策定する。

4 計画の推進について

(1) 施策の着実な推進

施策の具体化に必要な財源確保を図るため、昭和 53 年(1978 年)の閣議了解に基づく国への提案・要望や国の政策との連携により、国庫補助金や交付金等を積極的に活用し、予算の重点化や事業の効率化を進め、着実な施策推進に努める。

なお、本計画は国への提案・要望であるとともに、当地域の振興を図るために必要な施策を総合的にまとめたものであることから、国庫補助金等の支援措置を必要とする施策以外についても掲載する。

(2) 県・市町の各種計画と一体となった地域振興策の推進

本計画は、これまでの成果や課題、社会情勢等を踏まえ、当地域の振興のための取組の基本方針を示すものである。

また、県と市町において、政策全般にわたって、議会の議決などを経て策定される総合計画や各分野における基本計画等があるが、本計画と各種計画が一体となって、県・市町それぞれに具体的な取組を実施し、当地域の振興を推進する。

(3) 計画の推進体制

本計画に掲げる施策について、県と 3 市町が、連携・協働のもとに取り組むため、以下の組織を設ける。

【水俣・芦北地域振興推進委員会（県）】

副知事を委員長とし、知事部局の部（公室）長、教育長、企業局長等で構成し、全庁的な連携強化を図りながら本計画を着実に推進する。

【水俣・芦北地域振興推進協議会（地元市町等）】

当地域の各市町長、議会議長等で構成され、県との連携を図りながら、本計画の実現に向けた施策の推進や国への働きかけなどを行う。

（４）公益財団法人水俣・芦北地域振興財団助成事業の積極的活用

公益財団法人水俣・芦北地域振興財団は、水俣病の発生によって経済的・社会的に深刻な影響を受けた地域の再生・振興・協調に関する事業の推進及び国の施策に基づいて要請されたチッソ株式会社への金融支援の実施により、当地域の安定・発展に寄与することを目的に設立された。

同財団では、地域住民の自主的な地域づくり等の取組を支援する「地域振興事業」や、地域の環境関連産業を支援する「環境技術研究開発事業」など、地域の安定・発展に寄与するための助成事業を行っている。

今後とも、同財団の助成事業の積極的な活用を促すことで、多様な主体による当地域の振興に資する取組を促進する。

V 施策の展開

重点施策 地域の活力の創出と誇りの継承

地域の資源を最大限活用して地域の活力を創出し、人口減少時代においても地域社会を持続させていくため、また、水俣病の歴史と教訓を踏まえながら再生・発展してきた取組等を地域の誇りとして次世代につないでいくため、「地域の活力の創出と誇りの継承」を重点施策として掲げる。

(1) 未来へつなぐ地域の活力

美しい不知火海をはじめ、山、温泉、多彩な食など豊富な資源や、第七次水俣・芦北地域振興計画において重点的に整備に取り組んだ地域振興拠点施設などを活用し、新たな体験・交流型の観光プログラムやスポーツ大会・合宿誘致を展開するなど、交流人口の拡大による活力の創出に取り組む。

また、水俣川河口臨海部の開発により造成される産業団地や津奈木工業団地への企業誘致など、地域経済の活性化に向けた取組を推進する。

さらに、地域内外で人材を補完し合うことで幅広い人材を確保するとともに、地域内で連携して産業の振興等を図る仕組みを構築する。

【主な取組】

- サステナブルツーリズムの推進
- サイクルツーリズムの推進
- 海の魅力発信
- 湯の児・湯の鶴の賑わい再生
- スポーツ大会・合宿誘致、宿泊施設誘致
- 芦北マリンパーク有効活用事業
- オリーブによる新産業の創出
- 御立岬公園の再整備
- 平国小学校跡地利活用事業
- つなぎ温泉四季彩周辺魅力アップ事業
- 水俣広域公園屋根付き施設整備
- 水俣広域公園アクセス道路整備
- 水俣港クルーズ船誘致
- 水俣川河口臨海部の振興
- 津奈木工業団地整備
- 人材確保支援プラットフォームの構築
- 地域未来創造ネットワークの構築

(2) 未来へつなぐ水俣病からの学び

水俣病の歴史と教訓を風化させることなく後世に語り継ぎ、環境の大切さを伝えていくための取組を引き続き進めていく。

また、こどもたちのふるさとに対する自信と誇りを育み、地域内外で活躍する人材を育成するため、環境先進地としての取組や、不知火海をはじめとした豊かな自然環境に触れるなど、こどもたちが地域に親しみ、魅力や誇りを実感できる取組を行う。

さらに、水俣条約発祥の地として、世界に先駆けて水銀フリーの取組を推進するとともに、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進する。

【主な取組】

- 水俣病公式確認70年を契機とする地域の再生・融和の取組
- 水俣病犠牲者慰霊式の開催
- 環境学習旅行等の誘致（水俣・芦北フィールドミュージアム事業等）
- 水俣病の歴史と教訓を次世代に語り継ぐ事業
- 「水俣に学ぶ肥後っ子教室」事業
- 親水護岸及び水俣湾周辺での環境学習の取組
- 水俣環境アカデミアの活動推進
- こどもたちの自信と誇りを育む取組
- 水銀フリーの取組
- 照明のLED化推進
- 脱炭素社会の実現に向けた取組

基本施策１ 誰もが挑戦・活躍できる地域づくり

（１）農林畜水産業の振興

これまでの水産資源回復や環境にやさしい農業の取組等を継続し、「食のみやこ熊本県」の創造に向けた安全・安心な生産物のブランド化や高付加価値化など、稼げる農林畜水産業の実現に向けて力強く取り組んでいく。

また、農林畜水産物の品質向上や生産量増加、担い手の意欲の向上を図るため、農地の基盤整備や集積、林道や水産関連施設等の整備などを推進する。

【主な取組】

- くまもと県南フードバレー構想の推進
- 豊かな海づくりの取組（漁場耕うん、藻場の造成、種苗放流）
- 水産物ブランド化の推進
- 漁港整備等の基盤整備
- 農産物の高付加価値化支援
- 農地集積・耕作放棄地対策
- 農地基盤整備（水田、畑、樹園地）
- 森林生産基盤整備（再造林、林道）
- 鳥獣害の防止対策

（２）商工業・観光業の振興

水俣・芦北地域雇用創造協議会による地場企業の支援や観光情報の発信をはじめ、企業誘致や創業、事業承継の取組を推進し、安定した雇用の場と多様な人材の確保につなげる。

併せて、「地域活性化起業人制度」を活用するなど、民間企業のノウハウを導入することで、中心市街地を中心とする地域の賑わいを創出し、地域経済の活性化を図る。

【主な取組】

- 水俣・芦北地域雇用創造協議会による地域産業の振興
- 起業家育成・創業支援
- 事業承継支援
- ＩＴ企業等多様な形態の企業等の誘致
- 中心市街地活性化の支援
- 地域商社を起点とした地域経済の活性化
- 湯の児・湯の鶴の賑わい再生（p15 再掲）

（３）交流人口・関係人口の拡大推進、移住定住の促進

南九州西回り自動車道（水俣ＩＣ～県境間）の早期完成を国に求めるとともに、地域経済への波及効果を見据え、観光や生活の基盤となる道路整備や鉄道の運行支援等、公共交通ネットワークの構築を図る。

併せて、地域の海、山、温泉、食など豊富な資源を活かした観光誘客の取組や、移住定住の取組を積極的に推進し、地域の活力を創出する。

【主な取組】

- 南九州西回り自動車道の整備
- 南九州西回り自動車道のアクセス道路等の整備
- 観光振興や地域づくりに資する道路の整備
- 肥薩おれんじ鉄道の活性化
- くまもつ観光地域応援社の取組
- くまモンを活用した観光・物産情報発信等
- インバウンド誘客強化の取組
- 観光誘客プロモーションの推進
- マンガ・アニメ等のコンテンツを活用した観光振興
- 移住定住施策の推進（空き家利活用、移住ツアーや相談会の実施等）
- 地域外の人材受入れ推進（地域おこし協力隊等）
- 海の魅力発信（p15 再掲）

基本施策２ 人を育む地域づくり

（１）地域を担う人材の育成と確保

地域を支える第一次産業をはじめとする地域産業を受け継ぐ人材を育て、若年層への就業支援を強化する。

また、小・中学校における基礎学力の定着・向上はもとより、高校において産学官で連携した実践的な職業教育を推進し、地域経済の活性化及び未来を担う人材の育成を積極的に行っていく。

【主な取組】

- 就職支援相談窓口の充実
- 若年層の定着支援の取組
- 農業技術や農業経営等に関する講座の実施
- 新規就農者育成体制の構築
- 半導体関連人材の育成
- グローバル人材の育成
- 医療・介護人材の育成、確保

（２）生活を彩る芸術・文化・スポーツの振興

当地域の特色ある芸術・文化活動の振興を図るため、美術館等の既存施設を活用した取組を行う。

また、豊かな自然環境や各種のスポーツ施設等、地域資源を最大限に活用して、スポーツイベントの開催や大会・合宿誘致を推進し、スポーツを通じた交流活動推進の取組を進める。

【主な取組】

- 美術館を活用したアートプロジェクト
- スポーツを通じた人材育成事業
- スポーツ環境の整備・充実
- スポーツ大会・合宿誘致、宿泊施設誘致（p15 再掲）

基本施策3 誰もが自分らしく安心して暮らせる地域づくり

(1) 安心して暮らし続けられる地域づくり

地域交通の充実に向けた取組を行うとともに、企業等のDXの取組を推進することにより、住民サービスの利便性を向上させ、快適に暮らせる地域をつくる。

また、地域住民が安全・安心な生活ができるよう、地域の防災力を高める基盤整備や住民の防災・減災意識の向上等、ハード・ソフト両面にわたる施策を推進する。

【主な取組】

- 生活交通路線に関する取組
- DXによる地域づくり
- 公共施設の適切な維持管理・改築更新
- 公営住宅の整備・改修
- 上下水道や浄化槽等の整備及び適切な維持管理・改築更新
- 治山・砂防・急傾斜・河川・海岸・道路・港湾施設等防災及び老朽化対策
- 地域防災力強化の取組

(2) 地域の保健・医療・福祉の充実

誰もが必要なサービスを受けながら自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・福祉人材の確保をはじめとする各取組を実施することで、地域の保健・医療・福祉の体制整備を着実に進めるとともに、住民の健康づくりを推進する。

【主な取組】

- 医療・福祉人材確保への取組（p19 再掲）
- 胎児性・小児性水俣病患者等の日常生活の支援
- 地域医療体制の整備
- ICTを活用した医療の体制の強化
- 地域包括ケアの体制整備
- こども・若者、子育てに優しい地域づくり
- 地域における小児・周産期医療提供体制の維持

参 考 資 料

- ① 水俣病対策に関する要望書（昭和 52 年（1977 年）12 月 熊本県）
- ② 水俣病対策について（昭和 53 年（1978 年）6 月 20 日 閣議了解）

水俣病対策に関する

要 望 書



昭和 52 年 12 月

熊 本 県

水俣病対策に関する要望

当県の大きな課題であります水俣病対策につきましては、格別の御高配をいただいていることについて、厚く御礼申し上げます。

水俣病認定業務につきましては、10月から「150人検診、120人審査」の態勢も一応整い、4,300名を超える滞留者の解消に鋭意努力しているところでありますが、今なお月100件を超える新たな申請があり、かつ、これらの申請者は26都府県にわたっていて、滞留者はむしろ増加する現状であります。

については認定業務を促進し、公害被害者の迅速な救済を図るためには、これまで度々要望しているように制度の改正等抜本的な対策と併せて当面の対策について緊急に所要の措置を講ずる必要があります。

水俣・芦北地域の振興につきましては、有機水銀の汚染に暴露された当地域を、魅力的で活力ある地域社会として再生を図るための地域振興を進める必要があります。

また、水俣湾堆積汚泥処理事業につきましては、これが確実に、かつ、速やかに実施されるため、国の財政上の全面的な援助が必要であります。

53年度予算編成期にあたり、水俣病対策について当県の実情を御賢察の上、制度の改正等を含めて所要の措置を講じられるようお願い申し上げます。

昭和52年12月

熊本県知事 沢田 一 精

1 水俣病認定業務促進対策

〔1〕抜本的対策

1 要望する事項

水俣病被害者の救済に万全を期するため、次の事項を内容とする特別立法を制定されたい。

- (1) 有機水銀の汚染に暴露された地域を指定し、そこに居住歴を有する者で一定の要件を満たすものについて、知事は健康管理手帳を交付し健康診断等の健康管理を行う。
- (2) (1)の健康診断において、一定の症状を有すると認められる者について、知事は必要な医療費（健康保険の自己負担分）を支給するものとし、それに要する経費は全額国において負担するほか指定地域の市町村の国民健康保険事業に対して国の援助を現行の100分の40から100分の60に引き上げる。
- (3) (1)の健康管理の対象者は環境庁長官に対し水俣病の認定の申請をすることができるものとし、その認定業務は環境庁長官が行う。
- (4) 知事が行う水俣病被害者救済のための事務処理に要する経費の4分の3（現行2分の1）を国が負担する。
- (5) 政府系金融機関等は、加害企業の民事責任の履行に要する資金について必要な融資を行うことができるようにする。

2 要望する理由

医学的に判断の難しい水俣病について、多数かつ広域にわたる認定申請者一人一人について迅速に認定業務を行うことは、現行制度のもとでは極めて困難であり、一県の処理能力を遙かに超えるものである。

したがって認定業務は国の行財政力をもって行い、県は本来もっとも重

要で、かつ、急を要する関係住民の健康管理を含む医療救済業務を行うこととする等、現行制度を抜本的に改善する必要がある。

〔２〕当 面 の 対 策

１ 要望する事項

水俣病認定業務促進を図るための現行制度の抜本的改善が実現するまでの間、当面の対策として、次の事項について、その具体策と、それに必要な予算措置を講じられたい。

- (1) 審査・認定基準を今後更に明確にすること。
- (2) 症例研究班は判断困難な事例の認定促進に資するものとする。
- (3) 検診業務の促進を図るための措置を講じること。
 - ① 検診のための常駐医の確保
 - ② 県外における検診窓口の整備
 - ③ 検診促進に必要な施設及び機器の整備
 - ④ 国立水俣病研究センターでの検診の実施
 - ⑤ 検診内容等の統一整理
 - ⑥ 病理解剖態勢の整備
- (4) 認定申請者の医療救済措置としての認定申請者治療研究事業を早急に改善すること。
- (5) 加害企業の経営健全化のための行政指導を強化すること。
- (6) 認定業務を促進するために必要な財政援助の措置を講じること。

２ 要望する理由

水俣病被害者の救済は一日もゆるがせにできないことから、現行制度の抜本的な改善が実現されるまでの間、認定業務の促進を図るための当面の具体策を早急に講じる必要がある。

2 水俣・芦北地域の振興対策

1 要望する事項

- (1) 有機水銀の汚染に暴露され、生活環境が破壊された水俣・芦北地域は多数の地域住民の健康が損なわれ、経済的、社会的にも脆弱化しているので、本地域の振興を図るため、次の施策を講じられたい。

- ① 交通ネットワークの整備
- ② 農林漁業の振興
- ③ 海洋レクリエーション基地建設等による観光開発
- ④ 大規模工業団地の造成と無公害企業の誘致促進
- ⑤ 福祉の向上
- ⑥ 教育の振興

- (2) 上記(1)の施策を推進するため、次の事項を内容とする「地域振興のための特別立法」を早期に制定されたい。

① 地域振興計画

国は、知事の意見を聞いて有機水銀汚染地域の振興計画を策定し、その実施に必要な経費については予算に計上すること。

② 補助率の優遇措置

国は、関係地方公共団体が上記(1)の振興計画に基づき実施する事業に係る補助率等については特別の優遇措置をとること。

③ 地方債の優遇措置

国は、関係地方公共団体が上記(1)の振興計画に基づき実施する事業に係る地方債については、長期かつ低利資金の融資等特別の優遇措置をとること。

④ 交付税における優遇措置

国は、関係地方公共団体が地域振興のために行う地方税の課税免除、

不均一課税による措置等に関して、当該地方公共団体が被る減収分について、交付税上特別の優遇措置をとること。

⑤ 進出企業への優遇措置

国は、地域振興上必要がある場合は、同地域に進出する企業に対し、租税上特別の優遇措置をとるほか、必要な補助金等の交付を行うこと。

⑥ 資金の貸付け

国及び関係機関は、地域振興上必要があると認める場合は、中小企業経営者、農業、漁業従事者に対し、特に有利な条件で資金の融資を行うこと。

(3) 昭和53年度（当面）実施を必要とする下記主要事業（施策）について別枠により大幅な予算の確保を図られたい。

① 道路の整備

- ア 国道3号線の整備
- イ 国道268号線の整備
- ウ 主要地方道芦北球磨線の整備
- エ 県道人吉水俣線の主要地方道への昇格
- オ 芦北海岸沿岸県道の整備

② 鉄道の整備

- ア 新幹線鉄道の早期着工
- イ 国鉄鹿児島本線八代水俣間の複線化

③ 都市開発整備

- ア 古賀牧の内線街路整備事業
- イ 花西諏訪線 //
- ウ 佐敷臨港線 //
- エ 水俣市公共下水道事業
- オ 水俣市白浜、丸島、百間都市下水路事業

④ 港湾の整備

ア 佐敷港改修事業

イ 田浦港 〃

⑤ 農林漁業の振興

ア 農村総合整備モデル事業

イ 農村基盤整備事業

ウ 農道整備（基幹農道舗装・農免農道）

エ 開拓地整備（道路補修）

オ 崩平線林道開設事業

カ 林業集落基盤整備事業

キ 合串漁港修築事業

ク 田浦漁港改修事業

ケ 漁業集落環境整備事業

コ 不知火海沿岸漁業振興事業（沿岸漁場整備開発事業）

⑥ 海洋レクリエーション基地の整備

国民年金保養センター設置

⑦ 河川改修事業の促進

水俣川、湯出川、赤松川、佐敷川、津奈木川及び千代川の改修整備

2 要望する理由

水俣・芦北地域を魅力的で活力ある地域社会として再生するためには、水俣病の根本解決は勿論であるが、地域振興を促進する必要があるので当面 53 年度においては、既存制度による特段の措置を図るとともに「地域振興のための特別立法」を早期に制定する必要がある。

3 水俣湾堆積汚泥処理事業

1 要望する事項

水俣湾堆積汚泥処理事業にかかる次の事項について格段の配慮をされたい。

- (1) 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「財特法」という。）第3条第3項による自治大臣の指定は、年度ごと事業ではなく全体事業を指定されたい。
- (2) 水俣湾堆積汚泥処理事業に要する費用のうち、県が負担すべき分について、全額政府資金による起債を認め、起債の元利償還金の交付税算入率を引上げられたい。
なお、事務費については、本事業の特殊性にかんがみ一般公共事業に比較して余分の経費を必要とするので、全額補助対象とされたい。
- (3) 水俣湾堆積汚泥処理事業に要する費用のうち、原因企業であるチッソ(株)が負担すべき分について、今後も50年度と同様の措置を講じられたい。
- (4) 水俣市が事業主体である丸島、百間水路の公害防止事業についても、財特法が適用されるよう制度改正を行うとともに、起債等についても上記(2)・(3)に準じた措置を講じられたい。

2 要望する理由

水俣湾堆積汚泥処理事業は193億円に及ぶ多額の事業費を要するが、これが確実に、かつ、速やかに実施されるためには、財政上国の全面的な援助が必要である。

水 俣 病 対 策 に つ い て

昭和 53 年 6 月 20 日
閣 議 了 解

第一 認定業務の促進

- 一 環境庁から関係知事及び市長へ認定業務の促進に係る通知を発する。
- 二 旧法時の申請者でいまだ知事の処分が行われていない者は環境庁長官に認定処分を求めることができることとする立法措置が円滑に行われるよう、政府としても所要の準備を行う。

第二 チッソ株式会社に対する金融支援措置

チッソ株式会社の現況に鑑み、水俣病患者に対する補償金の支払は原因者たる同社の負担において行うべきであるという原因者負担の原則を堅持しつつ、次の内容の金融支援措置により、同社の経営基盤の維持・強化を通じて患者に対する補償金支払に支障が生じないように配慮するとともに、併せて地域経済・社会の安定に資するものとする。

一 関係金融機関に対する要請

- (1) 関係金融機関に対し、チッソ株式会社に対する貸付金の元本償還の繰延、金利の減免及びたな上げ等現在実施中の金融特別措置を同社が公的資金による借入の返済を終了するまで維持するとともに、今後の同社の事業の継続に直接必要な資金についても引き続き支援するよう要請する。
- (2) 熊本県がチッソ株式会社に対する金融支援を行うために発行する地方債のうち、同社が支払うべき毎年度の補償金支払総額又は資金不足額のいずれか少ない額から下記二による引受額を差し引いた額に係る

部分については、関係金融機関の引受を要請する。

二 地方債の引受

熊本県がチッソ株式会社への金融支援を行うために発行する地方債のうち、同社が支払うべき毎年度の補償金総額に 0.6 を乗じた額又は資金不足額のいずれか少ない額に係る部分については、資金運用部が引き受ける。

三 熊本県財政への配慮

熊本県がチッソ株式会社に対する金融支援を行うために発行した地方債の償還財源の確保が困難となった場合においては、国において所要の措置を講ずるものとし、その具体策は、関係大臣が協議のうえ、決定するものとする。

第三 関係行政機関、業界等によるその他の支援措置

通商産業省等関係行政機関は、チッソ株式会社の経営強化について支援を行うとともに、経済団体及び関係業界の協力を要請する。

第四 水俣・芦北地域の振興

熊本県の具体的提案を待つて対処する。

発行者：熊 本 県
所 属：地域振興課
発行年度：令和 7 年度